

# 生活時間にみる日本人の性別役割分業

佐藤 香

## 1 長時間労働とワーク・ライフ・バランス

日本人男性の長時間労働は、OECD 統計、ILO 統計などだけでなく、これまで蓄積されてきた生活時間研究によっても指摘されてきた（矢野・連合総合生活開発研究所1998、山口・樋口編2008など）。とくに国際比較調査のデータをもちいた場合、より顕著にあらわれている。6カ国の国際比較調査データ<sup>1</sup>をもちいた矢野・連合総合生活開発研究所（1998）では、日本人の生活時間の特徴として、1）男性の長時間労働、2）性別役割分業による男女間の大きな違いの2点を指摘している。

近年、ワーク・ライフ・バランスへの関心が高まるとともに、とくに日本的雇用慣行と深く結びついている男性正社員の長時間労働の是正が必要であると考えられるようになってきた（濱口2009）。長時間労働そのものを問題視しても、その是正は容易ではない。大沢（2007）が指摘しているように、日本のような「男性稼ぎ主」型の生活保障システムは、「会社人間」および企業中心社会と表裏一体をなしている。男性正社員は長時間労働と引き換えに、自分自身の雇用と所得だけでなく、家族まで含めた社会保障を得ている。その意味では、長時間労働は「男性稼ぎ主」型の社会システムが引き起こしている社会的な問題であり、逆にいえば、日本社会における性別役割分業は、社会システムのすみずみにまで深く浸透しているのである。

水野谷（2005）は、生活時間研究におけるジェンダーの視点の重要性を強調している。性別役割分業を特徴とする日本社会で時間資源の配分バランスに着目する生活時間研究をおこなう以上、生活をともにしている世帯内での資源配分をこそ明らかにすべきだという主張である。「社会生活基本調査」は世帯単位でサンプリングされているが、総務省は世帯単位での集計結果を公表していない。研究者への試験的提供の段階を経て、2009年度から匿名データの提供が開始されたが、世帯単位での研究成果はまだ多くない。

以上をふまえ本稿では、「社会生活基本調査」2006年調査票Aの個票データをもちいて<sup>2</sup>、世帯に着目し、ジェンダーによって生活時間がどのように異なるかを明らかにしていく。なお、A票の行動20分類を、ヨーロッパ統一生活時間調査（HETUS）プロジェクトでもちいられている大分類にあわせた7分類によって分析を進めていく。HETUS大分類と小分類の対応は図表1に示したとおりである。

## 2 世帯類型別の生活時間

### 2-1 世帯類型の分布

本節では、まず、世帯類型の分布をみることにしよう。「社会生活基本調査」A票の個票データでは、世帯主が20歳以上65歳以下で有職の世帯23,830世帯のうち、男性未婚世帯（世帯主平均年齢39.5歳、以下同様）が8.4%、女性未婚世帯（37.0

図表1 HETUS 大分類と「社会生活基本調査」A票の小分類の対応

大分類	小分類			
パーソナルケア	睡眠	食事	身の回りの用事	
ペイドワーク	仕事			
学業	学業			
アンペイドワーク	家事	介護・看護	育児	買い物
余暇	テレビ・ラジオ・新聞・雑誌	休養・くつろぎ	学習・研究(学業以外)	趣味・娯楽
	スポーツ	ボランティア活動・社会参加活動	交際・付き合い	受診・診療
移動	通勤・通学	移動(通勤・通学を除く)		
その他	その他			

歳)が3.9%、有配偶の男性世帯主世帯(49.1歳)が84.9%、女性世帯主世帯(47.7歳)が2.8%となっている。

ここでは、全世界帯の85%を占める男性世帯主世帯に着目することにした。世帯主(男性)および配偶者(女性)の就業状態をみたのが図表2である。世帯主(男性)では、正規雇用63.4%、非正規雇用7.0%、会社役員8.0%、事業主20.3%、家族従業者1.4%となっている<sup>3</sup>。一方、配偶者(女性)では、正規雇用18.4%、非正規雇用32.2%、会社役員2.4%、事業主3.0%、家族従業者12.1%、無職31.9%である。女性の就業率が上昇傾向にあるとはいえ、その大多数は非正規雇用であり、非正規雇用とほぼ同率の無職(専業主婦)が存在している。

図表2 男性世帯主世帯における就労形態の分布

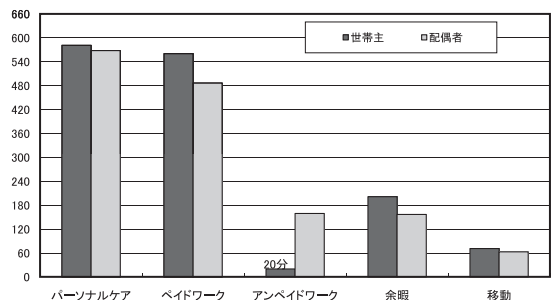
	世帯主(男性)	配偶者(女性)
正規雇用	63.4	18.4
非正規雇用	7.0	32.2
会社役員	8.0	2.4
事業主	20.3	3.0
家族従業者	1.4	12.1
無職	—	31.9
計 (世帯数)	100.0 (19,330)	100.0

## 2-2 男性世帯主世帯の生活時間

ここでは世帯主が正規雇用の男性世帯主世帯を対象とする。この世帯の配偶者は、正規雇用21.1%、非正規雇用37.1%、無職36.7%となっている。以下ではこの3類型について生活時間をみていくこととする。

正規\*正規(図表3)の世帯からみていこう。世帯主(男性、以下同様)のペイドワークが9時間21分であるのに対して、配偶者(女性)のペイドワークは8時間7分となっている。一方、アンペイドワークは世帯主が20分にとどまるのに対して、配偶者は2時間40分を費やしている。配偶者のペイドワークとアンペイドワークの合計は10時間47分と11時間に近く、その結果、睡眠などのパーソナルケアや余暇は世帯主よりも短くなってい

図表3 平日の生活時間(正規\*正規)

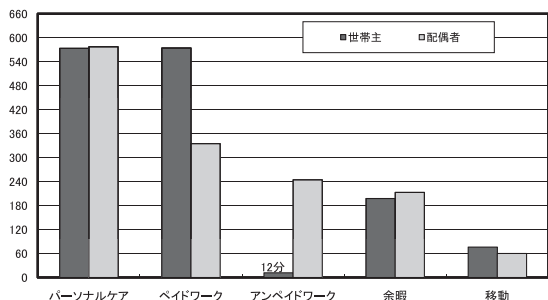


る。働く女性の二重負担は先行研究でも指摘されているが、この問題は根強く存在しているといえよう。

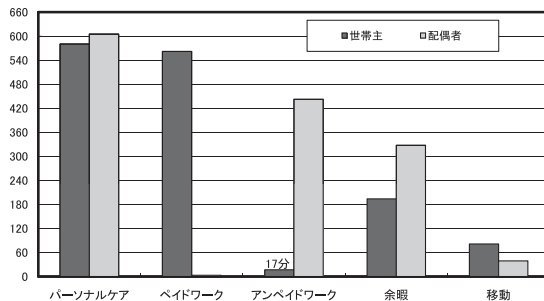
正規\*非正規(図表4)の世帯では、世帯主のペイドワークは9時間35分、配偶者のペイドワークは5時間35分である。アンペイドワークは世帯主が12分、配偶者が4時間5分である。育児や介護などがあって4時間程度のアンペイドワークを必要とする世帯では、男性の家事を期待できないこともあって、女性が正規雇用(フルタイム)で働くことは難しい。そのためパートなど非正規での就労を選択していると考えられる。また、正規\*非正規世帯の女性では夫婦ともに3時間を越える余暇時間が確保されている。世帯主の生活時間は、配偶者が正規であるか非正規であるかによって大きく異なる<sup>4</sup>。たしかに、時間資源という点からは、正規\*正規よりも正規\*非正規のほうが女性の負担は小さいといえる。けれども、収入を考慮すれば、アンペイドワークを含めた時間当たり賃金は、きわめて低いことになる。今後は、正規雇用の女性にみられる時間的な二重負担を解消すると同時に、非正規雇用の女性の低収入を解消していく必要があるだろう。

正規\*無職(図表5)の専業主婦世帯をみると世帯主のペイドワークは9時間22分、アンペイド

図表4 平日の生活時間(正規\*非正規)



図表5 平日の生活時間(正規\*無職)



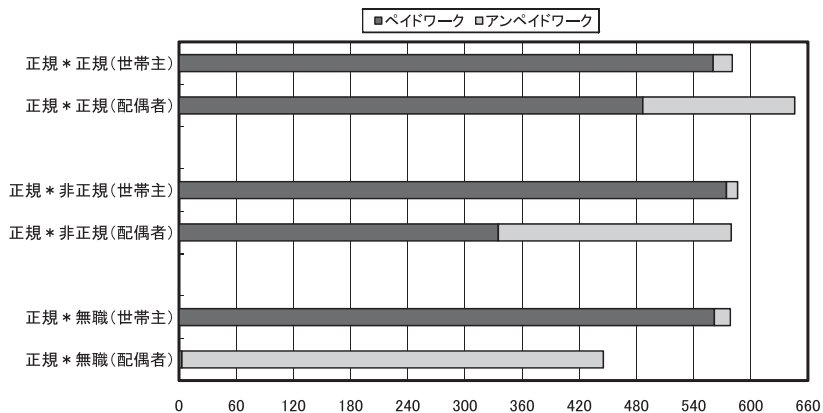
ワークは17分である。それに対して配偶者のペイドワークは3分、アンペイドワークは7時間22分となっている。他の世帯類型と異なるのは、世帯主の移動時間が1時間20分と、他の世帯類型の世帯主よりも長い点である。また、配偶者のアンペイドワークが長いのは育児や介護の負担が大きいと考えられる。この世帯類型では、配偶者の平均余暇時間が5時間を越えるが、豊富な余暇時間を享受している配偶者ばかりではなく、不本意ではあるが無職を選ばざるをえない配偶者も相当程度まで含まれている可能性がある。

以上の3つの世帯類型における世帯主と配偶者のペイドワーク・アンペイドワークを図表6に示した。正規\*正規の世帯では女性の合計時間は10時間46分となり、最も負担が大きい。正規\*非正規の世帯では男性と女性の合計負担はほぼ等しい。正規\*無職の世帯における女性の負担が最も小さいといえる<sup>5</sup>。

### 2-3 女性のペイドワークへの参加

前節でみたように、男性世帯主世帯で世帯主が正規雇用である場合、配偶者の就労形態は、非正規雇用(37.1%)>無職(36.7%)>正規雇用(21.1%)となっていた。専業主婦世帯が3分の1強にとどまるといふ点では女性の就労が拡大して

図表6 平日のペイドワークとアンペイドワーク



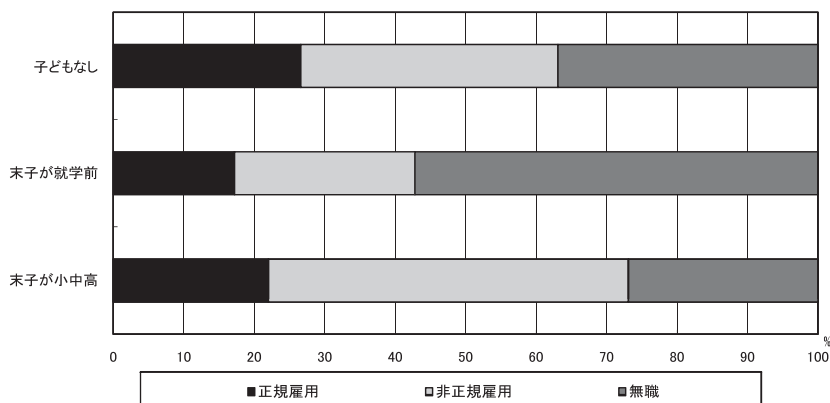
いるといえる。だが、働きかたとして正規雇用ではなく非正規雇用が選択されており、平日のアンペイドワークを女性がほとんど一手に引き受けているという点では性別役割分業は根強く残っている。

世帯主のペイドワーク・アンペイドワークの配分と配偶者の働きかたとは、あまり関係がみられない。それに対して、配偶者においては、働きかたによってペイドワーク・アンペイドワーク双方に対する時間配分が大きく異なってくる。正規雇用・非正規雇用・無職のいずれを選ぶのかは、

各世帯あるいは女性の選択によるが、それは他の要因によらない自由な選択になっているわけではない。

図表7にライフステージ別の就労形態の分布を示した。子どものいない世帯では妻の就労は60%を超える。けれども末子が就学前の世帯では無職が57%と逆転する。また、末子が小中高に在学している世帯では非正規雇用が51%と大きく増加する。女性の働きかたは家族のライフステージ、すなわちアンペイドワークの必要性によって大きく規定されている。この点をふまえれば、仕事と家

図表7 ライフステージと妻の働きかた



庭の両立には育児や介護の外部化が不可欠である。また就学期の子どもがいる世帯では教育費、とくに高等教育の費用を準備するために、ペイドワークが必要とされて就労しているのかもしれない。既婚女性は、アンペイドワークも必要であるがペイドワークも必要、という狭間におかれていると考えられる。

#### 2-4 男性のアンペイドワークへの参加

前節では世帯主が正規雇用である男性世帯主世帯における女性のペイドワークへの参加について検討を加えた。本節では、男性のアンペイドワークへの参加についてみることにする。

すでにみたように、男性世帯主世帯における男性の平日のアンペイドワーク時間は極めて短い。これは、実は、アンペイドワーク時間が0（ゼロ）の世帯が大多数であるためである。男性世帯主世帯では79%の世帯主でアンペイドワーク時間が0となっている。

それでは、男性未婚世帯ではどうだろうか。未婚世帯ではアンペイドワーク時間0は65%で既婚世帯よりもやや低い。これは既婚世帯よりも男性がアンペイドワークをおこなう必要があるためだろう。なお、女性未婚世帯では、この比率は34%にとどまる。

図表は省略したが、配偶者の就労形態別に世帯主が家事をおこなう比率と平均時間をみると、配偶者が正規で26.4%（平均時間1時間16分）、非正規15.6%（1時間5分）、無職20.8%（1時間21分）であった。妻が非正規雇用であると、夫がアンペイドワークをおこなう比率も小さく、おこなう場合の時間も短くなっていることがわかる。一方、妻が無職の世帯では、夫がアンペイドワークをおこなう比率は妻が正規雇用である世帯よりも小さいが、末子が就学前であることが多いことから、

おこなう場合の時間が長くなっていると考えられる。

### 3 まとめにかえて——社会生活基本調査の社会的意義

以上、2006年「社会生活基本調査」A票データをもちいて、男性世帯主世帯を中心として、配偶者の就労形態に着目しつつ、平日の生活時間をみてきた。夫が正規雇用である世帯では、妻の就労は非正規雇用が最も多く、次いで無職、正規雇用となっている。妻の就労形態による夫の生活時間の配分には、それほど大きな違いはないが、妻自身の生活時間配分は就労形態によって大きく異なる。

どの世帯類型でも、夫が長時間労働であるため、平日における男性の家事負担を望むことができる世帯は少数である。なかでも正規雇用で就労している女性の二重負担は深刻であるといえるだろう。一方、妻が非正規雇用で就労している世帯では、夫の家事負担は最も少なくなっており、時間の負担はそれほど大きくないとしても、精神的な負担は大きいと考えられる。また、妻が無職である世帯では、末子が就学前であることが多く、就労を断念せざるをえないことも多いと考えられる。

正規雇用で就労している男性の長時間労働は、すでに繰り返し指摘されてきた。男性の長時間労働と女性の不完全就労とは表裏一体の関係にある。アンペイドワークを引き受けるために非正規の短時間就労を選ばざるをえなかったり、就労そのものをあきらめなければならなかったりする女性が数多く存在する。

わが国では少子化・高齢化が進展しつつあるが、その傾向は今後も継続すると考えられる。そのなかで生活水準を維持していくためには、男女共同参画社会を構築していかなければならない。冒頭

でふれた「男性稼ぎ主」型社会からの脱却が必要とされている。その脱却が、どの程度まで成し遂げられたかを示す最も有効な実証的指標は、時間のつかい方、すなわち生活時間調査データである。

時間はすべての人が平等にもつ資源である。この資源を人びとがどのように利用しているか、ペイドワーク・アンペイドワークの担い手が誰であるか、健康を維持し向上させることができる生活を送られているか、といった多様な社会的問題について、時間資源のもちいかたという視点から統一的に知ることができるのが生活時間調査であるといえる。

現在、東日本大震災とその影響から、人びとの生活にはさまざまな変化が生じている。節電のために勤務時間をシフトさせる企業も少なくないという。これらの影響が、どのような広がりや深度をもっているのかも、また、生活時間からみることができるはずである。社会生活基本調査は、規模と継続性という点から、また国際比較が可能な設計であるという点からも、わが国の代表的な生活時間調査である。その意味で、今回の社会生活基本調査は、日本社会の画期を記すことになるのではないだろうか。

どのような調査でも、調査員や回答者には負担がかかるが、とくに社会生活基本調査のような生活時間調査の負担が大きいことは事実である。け

れども、日本社会の変化を記録し残していくという意義は、その負担を超えて重要である。被災地での調査は無理であるとしても、少なくとも、その他の地域での調査は遂行されることが望ましい。関係者の理解と協力が得られることを願ってやまない。

#### <注>

- 1 この調査の対象国は、日本・アメリカ・イギリス・ドイツ・フランス・カナダである。
- 2 本稿は、内閣府経済社会総合研究所「ワーク・ライフ・バランス社会の実現と生産性に関する研究」（平成22年度）報告書所収の「ジェンダーからみた生活時間」を加筆修正したものである。なお、内閣府経済社会総合研究所は、統計法第33条に基づき、総務省統計局から「社会生活基本調査」の個票データの提供を受けた。
- 3 当然のことながら、このことは、育児期における時間資源以外の母親の負担を軽視するものではない。
- 4 アンペイドワークの時間がやや異なるが、この点については、後でも少しふれる。
- 5 当然のことながら、このことは、育児期における時間資源以外の母親の負担を軽視するものではない。

#### <参考文献>

- 大沢真理(2007)『現代日本の生活保障システム 座標とゆくえ』岩波書店
- 濱口桂一郎(2009)『新しい労働社会——雇用システムの再構築へ』岩波書店(岩波新書)
- 水野谷武志(2005)『雇用労働者の労働時間と生活時間 国際比較統計とジェンダーの視角から』御茶の水書房
- 矢野真和・連合総合生活開発研究所(1998)『ゆりの構造——生活時間の6か国比較』日本労働研究機構
- 山口一男・樋口美雄編(2008)『論争 日本のワーク・ライフ・バランス』日本経済新聞社

(さとう かおる・東京大学社会科学研究所 准教授)